

次期廃棄物処理基本計画について

資料2

計画の位置付け

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき策定する計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき策定する計画
- ・埼玉県生活環境保全条例第18条の規定に基づき策定する計画

計画期間

令和8年度～12年度
(5年間)

目指す方向性

限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立

基本方針

- 1 資源循環を徹底し、新たな価値を生む
- 2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する
- 3 災害廃棄物への備えと対応力を強化し、レジリエンスを高める
- 4 人口減少・少子高齢化に適応した、持続可能な体制を確保する

数値目標

1 一般廃棄物

	R5	R12
	最新値	目標値
排出量	2,133千t	2,056千t
1人1日当たりの焼却量	614 g	565 g
最終処分量	82千t	79千t

2 産業廃棄物

	R5	R12
	最新値	目標値
最終処分量	155千t	143千t
循環活用量	10,804千t	10,928千t

3 食品ロス量

	R5	R12
	最新値	目標値
食品ロス量	177千t	162千t

施策体系

I サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

事業者や市町村と連携した資源循環の推進	廃棄物の循環利用の推進
	(新) 県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の推進
	彩の国資源循環工場を拠点とした資源循環の推進
	(新) サーキュラーエコノミー型製品等の利用促進
県民の行動変容の促進	(新) サーキュラーエコノミー型製品等に対する県民の理解促進
	ごみを減らすライフスタイルへの転換促進
	食品ロス対策の推進
	環境教育等を通じた3R+Renewable行動の推進
バイオマス資源の有効活用の推進	農山村バイオマスの利活用
	下水汚泥の有効活用の推進
	廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の促進
県による率先行動の推進	グリーン購入の推進
	エコオフィス化の推進
	環境に配慮した公共事業の推進

II 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導	排出事業者への指導強化
	廃棄物処理業者等への適正処理の徹底
	廃棄物処理施設への立入指導等
	し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等
不法投棄防止対策等の徹底	廃棄物に関する審査の適正な審査
	廃棄物処理施設の適正な施設整備の促進
	不法投棄防止の未然防止、早期発見、早期対応
	廃棄物対策における広域連携
有害廃棄物等の適正処理の徹底	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の徹底
	アスベスト廃棄物の適正処理の徹底
	家庭から排出されるリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進
	安全・安心な最終処分場の運営
安全・安心な最終処分場の運営・研究	安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究
	ごみを減らすライフスタイルへの転換促進（再掲）
	食品ロス対策の推進（再掲）
	環境教育等を通じた3R+Renewable行動の推進（再掲）
3R+Renewableの推進	エコオフィス化の推進（再掲）
	建設廃棄物等の再資源化の推進

III 災害廃棄物への対応力強化

災害廃棄物処理の体制強化	災害廃棄物処理計画の実効性の確保
	関係団体・事業者との連携強化
施設の活用と処理能力の確保	産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理
	廃棄物処理施設の強靭化

IV 持続可能なごみ処理体制の整備

持続可能なごみ処理体制の整備	ごみ廃棄物処理施設の広域化・集約化の推進
	ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化の促進
	ごみのふれあい収集、戸別収集、集団回収の促進
	ごみ処理における人材不足の解消